

北名古屋水道企業団業者選定審査会規程

北名古屋水道企業団指名審査会規程（昭和58年西春日井郡東部水道企業団規程第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 北名古屋水道企業団が執行する工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れその他の契約（以下「請負契約等」という。）の業者選定その他入札に係る重要事項を審査するため、北名古屋水道企業団業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 請負契約等に係る指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）の業者の選定に関すること。
- (2) 競争入札等の参加資格業者の指名停止に関すること。
- (3) 一般競争入札実施の適否、参加資格に係る内容及び資格の有無に関すること。
- (4) 共同企業体方式による入札実施の適否に関すること。
- (5) 総合評価落札方式による競争入札の落札者決定基準に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるものについては、審査会に付議することができる。

（組織）

第3条 審査会は、事務局長、次長及び課長職にある者（これに相当する職にある者を含む。以下「委員」という。）をもって組織する。

（委員長）

第4条 審査会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議

長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
- 4 緊急に審査を要するもので、かつ、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合は、持ち回りにより会議に代えることができる。決定の方法については、前項の規定による。
- 5 審査会の審査に付議する事項を担当する課の職員（以下「担当職員」という。）は、会議に出席し、説明又は意見を述べることができる。
- 6 会議の内容は、公表しない。

（資料の提出）

第6条 担当職員は、審査会に付議する事項について、あらかじめ審査に必要な資料を審査会に提出しなければならない。

（審査会の結果報告）

第7条 審査会において、第2条第1項第2号から第5号までに掲げる事項について審査をした場合は、会議結果を速やかに企業長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年6月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の北名古屋水道企業団指名審査会規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。